

## 令和4年第6回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年 6月 15日(水) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員 議長 山本 正二  
2番 井町 哲 3番 村上 浩一 4番 縄田 善博  
6番 安部 好恵 7番 俵 薫 8番 中嶋 誠  
9番 石田 健治郎 10番 萬代 泰生 11番 伊藤 美和子  
13番 伊藤 新司 14番 中野 修 15番 馬屋原 眞一  
16番 岸 英法 17番 武藤 康志 18番 安富 法明  
19番 山本 正二
- 4 出席推進委員 嶋田 義文 岩山 澄男 弘中 隆司  
山縣 正明
- 5 欠席農業委員 1番 井上 建夫 5番 倉増 知 12番 前田 耕次
- 6 欠席推進委員 村中 清美
- 7 事務局 事務局長 吉村 昌展 副主幹 井村 光敬 主事 小幡 和希

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 4 年第 6 回総会を開会いたします。本日の出席委員数は 1 9 名中 1 6 名でございます。よって定数に達しておりますので本総会は成立していることをご報告いたします。ちなみに欠席委員でございますが、1 番井上委員、5 番倉増委員、1 2 番前田委員、3 名でございます。それでは美祢市農業委員会規則第 1 6 条第 2 項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名をしたいと思っておりますがよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。それでは指名をいたします。8 番中嶋委員、1 4 番中野委員、よろしく願いいたします。</p> <p>水がないということで大変な 5 月の作業になったのではないかと感じております。そういう中で農業委員会のメンバーの中では一番最後にいつも田植えしております私が、一昨日終わりました。嫁さんに怒られながら代掻きをして直ぐそのまま植えまして、やっと終わったというところです。水の方はこれから雨が降ればしばらくはどうかなと思いますけれど、ただ冬に雪等降っておりませんので地下に浸透しておりませんので、夏、水が戻ればいいなというふうに今感じているところです。暑くなりますので体の方は気をつけながら農作業に励んでいただけたらと、農業委員会活動の方も同時に一緒にやっていただけたらと思っております。そのくらいにしまして、議事に入りたいと思っております。</p> <p>それでは議事順位第 1 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>1 件目。権利については所有権の移転です。土地については記載の通りです。農地中間管理機構の農地売買事業を実施して申請地を買い受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について、適正に耕作されています。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たしております。第 5 号の下限面積要件は当市の 1 0 0 0 m<sup>2</sup>以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第 3 条第 2 項の各号許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>

議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
石田委員	9番の石田でございます。6月7日、山本会長それから事務局員、地元推進委員それから中嶋委員と石田で現地調査を行いました。3条案件ですけれども、申請場所、購入される田んぼの絵がここにでております、●●●●というところです。3条ですので全部耕作要件ということで、ここにある地図からすると左上側の方に道がありますけれど、●●●●●●からこの申請地の方向に●●●●くらいいったところに●●●●ですか、●●●●●●があります。その前の道、向こう側に入る山地があります。その道を●●●●くらい行った所に地主さんのご自宅があり、その道沿いに畑地があります。この畑地の耕作管理状況を確認いたしました。カボチャやじゃがいもやらその他いろいろと植えてありまして適正に耕作管理されているというふうにみました。特に問題はないというふうに思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ございましたらお願いします。
岩山推進委員	大田推進委員の岩山です。当日先程石田委員が言われた通り、何ら問題はないと思っております。審議の程よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。ちょっと補足しておきますけれど、あまり関係ないかもわかりませんが、●●●●自体、移譲年金をお父さんが受けておられます。農業者年金を。その為、定期的に年金の方のチェックが入っておりますして耕作管理ができておらなかったらそちらの方も駄目になるんできちんとしているようなことを言っておられましたんで間違いなくやっておられるというふうに思っております。 委員の皆さんで何かご意見等ございましたらお願いいたします。 よろしかったら採決に移りたいと思います。 議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。 それでは続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。





弘中推進委員	うことでなんら支障はございません。ご審議の程よろしく申し上げます。
岩山推進委員	豊田前町の弘中です。2番と3番を説明させていただきたいと思います。2と3は同じとこです。ようは3の進入路がありまして2の駐車場に行けるという形になっております。無断転用等がありますが別段なんも問題ないと思います。さっき委員が説明した通りだと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。
議長	大田推進委員の岩山です。4番ですが●●●の裏山、まあそこにある畑です。その上はまた●の自動車道ということで何ら近隣の方に迷惑がかかるようなことはございません。審議の程よろしく申し上げます。
委員	5番欠席のようなので、4ヶ月くらい前に除外申請が出た案件でございます。実際にその時は行って見たらきれいに草が刈ってありましたけれど実際には草っていうより藪は刈らなかつたら現況証明でも受け入れが出たようなところでございます。それと上に1軒ほど家がございすけれど下の方はその続きで竹藪になっております。全然問題はないと思います。報告の通りだというふうに思っております。 えーとですね、ひとつほど皆さんにしとかなきゃいけない、私ついて歩いてますよね、ずっと。ひとつあれがあるんですよ、ついて歩かなければいけない、農地法上で現地調査をするのは農業委員、推進委員を含めて3名以上でしなさいというふうになっていきます。ときどき推進委員さんの欠席っていいいますか、地元委員の推進委員の来られないことがありますので、現地にです。その時困りますのでついて歩いとけば一つはいいと。それとやはりここでやるのに皆さんにきちんとしたことがお知らせできるということについて歩いてます。まあ余計なこといいましたけれどそういうことでございます。 委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。 よろしいですか。 (はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
議長	挙手 はい、ありがとうございます。全員賛成。よって第2号は原案の通り決定をいたします。 それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より



議長	はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ありましたらお願いします。
山縣推進委員	推進委員の山縣です。今の石田委員さんの言われたように別段問題はないと思いますのでご審議の程よろしくお願いします。
大田推進委員	はい、2番目ですが大田推進委員の岩山と申します。先程石田委員さんが言われた通りであります。なんら問題はないと思っております。審議の程よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いします。 よろしいですか。 (はいの声) 特に意見ないようでございますので、議案第3号について採決に移りたいと思います。議案第3号について原案の通り、当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手
議長	全員賛成。よって議案第3号は協議結果を付して市長の方に送付いたします。 それでは続きまして議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	朗読。 それでは本日配布しております令和4年6月30日告示 令和4年7月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回全体で7筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定と合計しまして8235㎡、貸し手が3名、受け手が3名でございます。内訳は4ページ目でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。これに関係している地元の委員さんでなにかご意見ございましたらよろしくお願いします。

伊藤委員	<p>1 番は●●ですが伊藤委員、何か聞いておられますか。</p> <p>これはあれやないですかね。●●●●●●●さんとこが持っている田じゃないですかね。特別私ちょっと耳に入ってなかったけども、畑化されて整備しだしたんだなという認識でおったんですけど。ここはもともと農地パトロールの対象になつとところの一部の田んぼじゃったと思うんです。ただそれをこの方たちがやっておられるというのはちょっと私今初めて。ピンとこなくてです、ただ通っている限りあそこ野菜畑みたいなのやりだしちゃったなっていう。まあちょっとよう確認させていただきます。</p>
議長	<p>はい、お願いします。</p> <p>2 番は●●●。</p>
弘中推進委員	<p>●●さんは今こちらの方におらなくて●●●の方で仕事をされて、実家がこの●●さんの隣にありまして火事で焼けて今誰もいません。その田んぼが荒れているので●●さんが作ると。鹿、猪等が入らない自分の田に、山の手前にありますんで、そこを緩衝地の目的も兼ねて田を作りたいということでされるそうです。</p>
議長	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。3 番目●●なんですが、あ、これ●●。営農組合ですからいいです。委員の皆さん何かご意見ございませんか。</p> <p>ないようでしたら採決に移りたいと思います。議案第 4 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第 4 号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第 5 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 件朗読</p> <p>1 件目。所在地は●●●●●●桂坂。申請地は●●●●●●から●●●●●●kmの位置にある第 2 種農地です。先程の議案第 3 号</p>

	農振除外番号2番と同じ箇所になります。携帯電話基地局を設置する届出です。以上報告いたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。 いいですか？
石田委員	さっきした。兼ねてある。
議長	いいですか？よければ、委員の皆さんがよければ別に問題ないんですが。先程の除外申請で出てきた案件でございます。重複しますので報告は中止といたします。委員の皆さんでご意見ございましたらお願いいたします。
岸委員	報告中止じゃなくて先程やったの。兼ねてやったの。
馬屋原委員	聞いてないだけ自分が。
岸委員	報告中止じゃなくてさっきの農振除外の時に報告も併せてやってるんで。 報告中止じゃなくて。
議長	先やっちゃったんですね。すみません。
石田委員	いいましたけれど。
議長	委員の皆さんより何かご意見ございませんか。 特に発言ないようでございますので報告第1号を終わらせていただきます。 それでは続きまして議事順位第6 報告第2号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。ちょっとそれをする前に私の方から皆さんにお詫びをしておきます。事務局の方の手違いによりまして、1件ほど現地調査の日に調査ができなかった案件がありまして、急遽井町委員と安部委員に現地調査をお願いした次第でございます。その件については井町委員の方から報告がありますので、よろしくお願いいたします。





議長	<p>はい、ありがとうございます。只今の報告につきまして意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>ないのでございましたら報告第3号を終わらせていただきたいと思いますのですがよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして議事順位第8 報告第4号 目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び最適化活動の目標設定等についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>それでは令和3年度の目標及びその達成に向けた点検評価について説明させていただきます。こちらにつきましては農業振興部会と協議して取りまとめたものでございます。それでは内容について説明いたします。1ページの方をご覧ください。こちらにつきましては令和3年の4月1日現在の状況を記載しております。農林業センサス、耕地及び作付面積統計等に基づいて作成しております。それでは2ページの方をご覧ください。令和3年度の集積実績につきましては1387haとなっており、昨年度に比べて集積面積の方は53ha増加しておりますが、一方で利用権設定等更新されないなどの状況が増えてきております。続きまして3ページの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。令和3年度の参入実績につきましては吉松誠一さん、梨の関係で1名が就農されております。こちらは美祢市担い手育成協議会のもと、新規参入者のあっせんや相談活動を行った結果、1経営体が就農となったものでございます。それでは4ページの方をご覧ください。遊休農地に関する措置に関する評価です。令和3年度の解消実績につきましてはマイナス17.7haとなっております。こちらにつきましては農業従事者の高齢化、後継者不足、有害鳥獣、経営困難（資材の高騰、米価格の下落等）による離農者が増加したため、新たな遊休農地の発生や再発生が増えたものと考えております。違反転用の適正な対応、農地法等の権限に属された事務に関する点検等は以下の通りになっております。続きまして令和4年度の最適化活動の目標の設定等について説明させていただきます。こちらの方1ページの方をご覧ください。こちらにつきましては令和4年度の4月1日現在の状況の方を記載しております。こちらについても農林業センサス、耕地及び作付面積統計等に基づいて作成の方させていただきます。続きまして2ページの方をご覧ください。最適化活動の成果目標でございます。農地の集積の目標につきましては、引き続きまして平成30年の2月に作成しました農地等の利用の最適化の推進に係る指針、こちらに基づいて目標の方設定しております。また、課題としては農業従事者の高齢化、後継者不足、有害鳥獣や経営困難による離農者が増加傾向にある中、新たに認定農業者や認定新規就農者等を確保することが課題であると考えております。続きまして(2)遊休農地の解消についてでございます。緑区分の遊休農地の解消目標としまして令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積5分の1の面積を記載しております。また課題といたしまして担い手不足のほか、農地に無関心な地権者が増加すると</p>

	<p>もに連絡不通や所在不明等により土地利用の協議が進まない実態が増え始めていることが課題であると考えております。続きまして、新規参入の促進については目標面積として過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記載しております。また課題として新規参入者が地域に就農する場合には、農地、住宅の確保、農業経営を軌道に乗せるまでの資金の確保、営農技術を習得しなければならない。就農促進を図るためにも、県、市、農協等連携を強化するための体制づくりや支援体制が課題であると考えております。続きまして最適化活動の目標(1)でございます。推進委員等の最適化活動を行う目標といたしまして月6日、ここに活動強化月間を設定目標として10~12の計3回、(3)新規参入相談会への参加目標としまして1回を設定しております。今後のスケジュールとして報告を別紙様式1、2についてホームページ等で6月末までに公表いたしましてその後、7月に県に報告することとなっております。本日皆さま方のご審議をいただきまして、スケジュールに従い行っていきたくと考えております。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何か質問等がございましたらお願いいたします。</p> <p>ないようでしたら終わりたいと思いますがよろしゅうございますか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>特に発言ないようでございますので以上で報告第4号を終わらせていただきます。</p> <p>それではその他の方に移りたいと思います。農業相談の状況でございますがありませんでしたので本日の報告はございません。以上で議案のすべてを終わりますが、委員の皆さんより何かご意見、提案等ございましたらお願いをいたします。</p> <p>ないようでしたら事務局の方から今後の日程等について申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局から今後の日程についてになります。来月7月の日程になりますが、総会は7月15日金曜日、午後2時から美祢市民会館2階大会議室でおこないます。農業相談日は7月12日火曜日美祢地区馬屋原委員、美東地区倉増委員、秋芳地区安富委員よろしく申し上げます。それから現地調査は7月7日木曜日9時から行います。当番委員は萬代委員、俵委員。集合場所は、農業委員会事務局に8時50分集合で申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは終わります。</p>

午後 3 時 1 5 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和 4 年 6 月 1 5 日

議長

署名委員

署名委員

